

購買事業取引約款

(目的)

第1条 この約款は、筑前あさくら農業協同組合（以下、当組合という）が行う購買事業の取引条件を定めることを目的とする。

(取引内容)

第2条 この約款は、当組合が行う次の取引を対象とする。

- 1 生産資材・飼料・農機・自動車・燃料・LPG・生活資材・出荷資材

(代金回収の方法)

第3条 代金回収は、次の方法による。

- 1 現金による取引
- 2 貯金口座引落としによる取引
- 3 口座振込による取引

(代金の決済日)

第4条 第3条2号の場合は、月末締めで、決済日を2回とし、1回目を翌月25日、2回目を翌々月15日とし、貯金口座からの自動決済とする。決済日が金融機関の非営業日の場合は翌営業日とする。ただし、予約に対する決済は、特定決済日とする。

② 第3条3号の場合は、月末締めで請求を行い、翌月25日までに振り込む。決済日が金融機関の非営業日の場合は翌営業日とする。

(納品方法)

第5条 商品の納品は、次の方法による。

- 1 店舗での引き渡し
- 2 契約者の指定場所への配送

ただし、第5条2号により、配送時に契約者が不在の場合には、当組合配送担当者が受領書に配達日・配達場所を記入し、配達の証印又は署名を行うことによって、納品完了とすることも可とする。

(損害金)

第6条 購買未収金の決済日において未決済の場合は、16日（2回目翌日）より損害金付加、それ以降入金日まで年9%の損害金を徴する。ただし、特定決済日によるものは決済期日の翌日より損害金を付加する。

② 系統外決済システム(Qネット)においては、月1回（25日）の決済となっていることから、2回目の決済で回収が行われた場合には、10日間の損害金は、免除することとする。

(損害金の受入れ)

第7条 購買代金の未収において付加された損害金の受入れは、その未収金の完済までの間にするものとし、未収金及び損害金の全額に満たない入金の場合は、まず損害金に充当する。

② 受入れについては、費用、損害金、元本の順に充当する。

(約款の変更)

第8条 当組合は以下の場合、当組合の裁量により、この約款を変更することができる。

1 この約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

2 この約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の事情に照らして合理的なものであるとき

② 当組合は前項によるこの約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の1か月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当組合ウェブサイト(URL:<http://www.asakura-fk-ja.or.jp>)に掲示し、又は契約者に郵送・電子メール等で通知する。

③ この約款の変更が、契約者の不利益となる場合は、契約者の同意を得ることとする。ただし、不利益の程度が軽微な変更については、変更後の約款の効力発生日以降に契約者が事業を利用したことをもって、契約者が約款の変更に同意したものとみなす。